

京都大学	博士（文学）	氏名	岩本 真利絵
論文題目	中国明代後期における皇帝専制政治の追求		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、序章、本論八章、終章で構成される。</p> <p>序章第一節「外国人による中国政治史研究の意義」では、中国政治を「専制」と結びつけた十八世紀のフランスの啓蒙思想家の議論から説きおこし、それを否定する論者も皇帝政治の「専制」的外観を認める点では共通しているが、「専制」の内実について明快な理論はいまだに立てられていないとする。中国政治の実像はとりわけ外国人には把握困難であるとしながら、問題解決に向かうための途中報告として本論文を提示する。</p> <p>第二節「明代後期の政治史と思想史―世宗とその時代」では、太祖朱元璋を取り上げた諸研究に触れた後、カリスマ性を持たない歴代皇帝がいかにして専制を行い得たのかと問いを立てる。また、明代の政治史は士大夫側の視点から皇帝の「恣意」vs.士大夫の言論という図式で描かれてきたが、皇帝自身の論理を見てはじめて、明の政治に押された「専制」の烙印の意味を理解できるとして、世宗嘉靖帝（在位1521-1566）を取り上げることが突破口となるとする。嘉靖時代については近年研究が盛んであるが、関心が「大礼の議」に集中する傾向があり、最大の成果である城地孝（2012）の研究は皇帝と内閣の関係から専制君主の典型ともいべき世宗の姿を描き出しているものの、皇帝自身の思考に迫っていないとする。また、世宗の専制君主としての思考の特殊性が研究の前提とされているが、皇帝と士大夫が共有する思潮をとらえることが重要であり、そのためには陽明学が台頭したこの時代の思想史からのアプローチが重要であるとして、王守仁とその弟子たちの政治活動に注目する鄧志峰（2004）ら近年の研究に意義を認めつつも、陽明学vs.反対派という図式的な理解に違和感を表明し、すべてを包括する当時の思想の基層を探り当てる必要を説く。</p> <p>第三節「本稿の構成」では、本論で取り上げる専制君主世宗、その寵臣の一人桂萼、東林党の論敵である管志道の三人の共通点は、皇帝主導の政治を志向したこと、時代が下って万暦年間に活躍した管志道が太祖を尊崇するとともに、世宗を評価していたことを指摘し、鄧志峰が指摘する世宗と管志道の思考の繋がり、彼らが共有する価値観がどこから生まれたのかを政治史の面から考察すると宣言する。</p> <p>第一章「大礼の議における世宗の意志」では、藩王から入継して即位した世宗が亡くなった生父興献王に皇帝並みの待遇を与えようとしたところにまきおこった「大礼の議」について、礼学の議論をめぐる官僚の対立よりも、そこに見られる皇帝の意志の形成と実現を問題にする。</p> <p>第一節「大礼の議簡介」では、事件の経緯を概観した後、先行研究を①総論、②内閣派、③張璁派、④礼学論争に分け、とりわけ②が世宗個人の「私」と官僚の「公」を対立項と</p>			

してとらえて世宗に抗論した内閣派を正統と見做し、③が逆に内閣派を守旧派、世宗を支持した張璉派を革新派と見做していることを問題視し、いずれも善悪を判断基準にしている点では変わらないとする。

第二節「「聖心」の構成—興王府の存在」では、即位時点で十五歳だった少年皇帝への、もとの王府とりわけ実母蔣氏の影響力の大きさに触れた後、内閣派が「聖心は興王府の利害に影響されている」と主張し、張璉派も「聖心が内閣派に左右されている」と論じ、ともに「聖心」への影響を、敵への攻撃材料にしたことを指摘する。

第三節「「聖心」の実現」では、内閣派・張璉派それぞれ自派を「公」、他派を「私」と言い募っているのを見れば公私は相対的なレトリックに過ぎないとした上で、「皇帝が「公」を体現し、皇帝の承認をまって「公」が賦与される」という論理があったことを指摘し、それと相反するかに見える大礼の議における反対意見の噴出については、嘉靖初年の三詔発布の経緯を検討して、廷議・内閣の賛同を得てから発布されていることを確かめ、世宗の意志には絶対性はないが、その意志を絶対的たらしめる手段（廷杖や内閣・廷臣の任免）を持っていたとする。

しかし、大礼の議が決着するのに四年以上の歳月がかかっているのは、皇帝の意志発現に制限がかかっていたからであり、それは外部からくるのではなく、皇帝個人の意思によるものではないかという見通しを立てる。

第二章「嘉靖六年年末の内殿儀礼改定」では、前章を承けて、この時代によく使われた『尚書』大禹謨に見える「詢謀僉同」という語に着目して、皇帝個人の意志の実際について見ようとする。これまでに「詢謀僉同」を取り上げた研究者間で廷議のとらえ方に相違があるが、政策決定の正当性を担保するものという評価は共通していると述べ、「全員一致」自体に注目するのではなく、この語に世宗が込めた意味を問う。

第一節「内殿の成立と儀礼」では、先祖の神位を祀る内殿に皇帝が日常的に参拝する慣行と親王による代行、世宗の生父の神主を祀る崇先殿が嘉靖六年（1527）に完成されたことを述べる。

第二節「嘉靖六年年末の政局と内殿儀礼改定」では、崇先殿完成後に行われた儀礼改革を政局と絡めて論じる。当時、大礼の議の立役者である張璉と内閣首輔楊一清は皇帝の信任を得て、密諭・密疏により意志疎通していた。病弱故に内殿参拝が負担となっていることを訴える皇帝に対して張・楊は儀礼の簡略化を勧めたが、皇帝は廷議というプロセスを踏むことを望んだ。結局内閣の上奏に裁可を与える形で改革が決定し、廷議は行われなかったが、注目すべきは、皇帝が独断を忌避しようとしたことである。

第三節「世宗の「詢謀僉同」」では、儀礼について先例を重視する宦官に反論すべく皇帝が執筆した『忌祭或問』は「異議なし」の状況を演出する目的を持ったものであるとする。

廷議や閣臣への諮問も、「詢謀僉同」を現出させる手段だが、一方でそれは皇帝を拘束するものでもあった。

第三章「嘉靖朝における勲臣の政治的立場—武定侯郭勛を例に」では、勲臣（世襲貴族）武定侯郭勛を世宗が重用した目的を文官勢力牽制に求める見解に対して疑義を呈するとともに、彼が政治一般に関与するに至った政治状況を考察する。

第一節「大礼の議における郭勛」では、嘉靖七年勅撰の『明倫大典』によって、大礼の議に郭勛がいかに関わったかを跡付け、嘉靖三年九月の廷臣会議で彼が世宗を支持したことが功績とされたことを確認する。

第二節「郭勛の失脚と再起用—嘉靖九年の天地分祀をめぐる」では、嘉靖八年に失脚した彼が翌年再起用された背景を論じる。再起用のタイミングからその要因を郊祀改革（天地の分祀）をめぐる議論に求める。皇帝の主張が大礼の議の時には全面的に通らなかったために、大礼の議に賛同した郭勛を再起用したとする。

第三節「召対の開始」では、郭勛の召見は史料上では嘉靖十三年五月が初出であると指摘し、皇帝の意志伝達の場に必要翼賛者の条件を郭勛が満たしていたとする。

結論として、世宗が文官牽制のために勲臣を重用したというより、「文武并用」により朝廷輿論が一体となって皇帝の政治を支持することが期待されたのであろうとする。

第四章「君臣同遊」—明代政治における大臣召対の意味」では、ほぼ明代の文献にしが見えない「君臣同遊」の語は当時の君臣関係を象徴しているとして、この語に賦与された意味の変遷と前章でも取り上げられた召対の問題を絡めて論じる。

第一節「君臣同遊」の変遷」では、太祖の造語「君臣同遊」の概念の変容を追う。太祖は『大誥』において「同遊」を具体的に説明せずに、「同遊」するにふさわしい理想の臣下の条件として片時も政治を忘れないことを挙げる一方で、現実の臣下を厳しく非難した。しかし、十五世紀以後の上奏、科挙の出題と答案に見られる「君臣同遊」では『大誥』の厳格な君臣関係の調子が弱められ、召対の必要性和結びつけられるようになる。そして弘治末年には、当為であったはずの「君臣同遊」が実際に太祖の治世において実現していたとされ、それと孝宗が弘治十年（1497）以来盛んに大臣を召見するようになったことが結び付けられて「君臣同遊之盛」が言祝がれたと指摘する。

第二節「嘉靖初年における召対」では、即位直後の九卿の召対要請、大礼の議の際の召対など五つの事例から、召対が皇帝の決断の手段として用いられていたことを指摘する。

第三節「嘉靖十年三月の召対再開の経緯」では、書面による臣下との意思疎通だけでは立ち行かなかったために、召対が再開されたとする。

世宗の召対は、宋代の「君臣同治」の理念のもとで行われた「対」「議」とは大きく異なり、孝宗朝の理想化された召対の内実は世宗期とさしてかわらず、「君臣同遊」の受け止められ方は時代によって異なっていたとしても、結局は太祖のそれと変質していないとする。

第五章「桂萼の賦役制度改革論の挫折」では、これまで個人としては注目されず、同時代の評価も芳しくなかった嘉靖初年の権臣桂萼に着目し、彼の賦役制度改革論への朝廷の反応の中に当時の人々の思考のありようを探る。

第一節「桂萼の賦役制度改革体験」では、江南・河北の県知事を歴任した桂萼が行った

賦役制度改革が成功したかどうかは疑わしいとする。

第二節「請修復旧制以足国安民疏」の提出」では、張璉派の一員として嘉靖六年に吏部尚書に抜擢された桂萼が、地方での経験にもとづいて同年に上奏した南北における賦役・税糧負担の均等化案が内閣首輔楊一清と世宗に否定されたことを述べる。

第三節「任民考」の提出」では、嘉靖八年に入閣するも半年後には失脚した桂萼が翌年八月に提出した地方政治改革案の内容を検討する。個々の提案は現実に地方で行われた改革を反映したものだだったが、皇帝がこれに不快感を示したのは、改革案というよりその根底に流れる思想だったとする。

桂萼は法を重視し、上からの改革を志向していたが、人治主義主流の中で孤立せざるを得なかった。地方では許容されていた改革が中央に持ち込まれると「変乱成法」として問題視されたところに、桂萼の挫折の原因を見て取る。

第六章「桂萼と王守仁の思想史上の相違点」では、桂萼と王守仁の対立は、個人的な関係よりも、思想的な対立が重要だとして、その背景を探る。

第一節「胡居仁の井田論」では、桂萼と同じ江西出身の大儒胡居仁の「井田論」と前章でみた桂萼の賦役制度改革論の共通点を指摘する。

第二節「流れる心とよどむ心」では、桂萼に大きな影響を与えた兄桂華、桂華に思想的に近い魏校を補助線にして桂萼と王守仁の対立点を探る。魏校と王守仁の「心」のとらえ方の相違は桂・王間にも当てはまるとして、「心」に「情」があっても良知が発揮されるとする王と、物事に動かされる「情」が「心」に存在しないことを理想とする桂を対比する。

第三節「人情と人欲」では、桂華が代筆した「与王陽明論地方事書」が、地方社会の荒廃の原因を「人情＝人欲」に求めて、それを肯定するかにみえる王守仁を批判していることを取り上げ、その社会へのまなざしが「輿地図」の江西部分に対する桂萼の解説においても共有されていることを指摘し、桂萼が人欲の世界の救世主を皇帝に求めたことが、内面の矯正に重きを置く王守仁との対立点であるとする。

両者の間で人欲の世界に対する処方箋が異なったのは、王守仁と桂萼の政治的経歴、皇帝との距離感に由来するとする。

第七章「管志道『従先維俗議』の政治思想」では、万暦三十二年（1604）の東林書院復興の契機となった論争を顧憲成との間で繰り広げた管志道が描いた理想社会を、晩年の大著『従先維俗議』（1602刊行）から探る。

第一節「太祖崇拝と「矩」の所在」では、『従先維俗議』においては明の太祖が「従うべき先進」とされ、『大学』の「絜矩の道」を太祖の六論に関連付けていることを指摘する。その点では「矩」を外在的にとらえている朱子学と同じように見えるが、『論語』の「心従所欲不踰矩」の「矩」と「絜矩の道」のそれを同一視する管志道と、前者を「心」の比喻、後者を規範にとらえた朱子は異なるとして、管が「恕」に至る手段である「矩」までも外在的なものとして定義したとする。

第二節「管志道の道統論」では、太祖を道統の継承者とする論理を検討し、管志道が太

祖を王者であるだけでなく天下の師でもあったことを指摘する。書院の乱立を批判する文章は、陽明左派の王良の活動を断罪するだけでなく、その遠因を朱子にまで求めており、「矩」のとらえ方同様に、皇帝にのみ道統の継承者としての期待がかけられたとする。

第三節「万暦年間の現状と管志道の理想」では、管志道が地域社会や政界の乱脈を指摘しながら、言責を言官に限定した点に、同じく現状を批判した東林党との違いがあり、彼が太祖の「密」なる法によって秩序付けられた世界を志向したことを指摘する。

「道」が実現されているとは考えず、士大夫に主体的な政治参画を求めた朱子に対し、管志道は「道」を体現する天子が定めた法に士大夫が従属することを求めたとする。

第八章「万暦五年の張居正奪情問題と管志道」では、管志道の思想形成の契機を、張居正の「奪情」問題に求め、彼が後年事件を振り返った自伝的詩文や墓誌銘ではなく、事件により近接した『奏疏稿』（前田尊経閣文庫本）に付された諸序跋を用いて、思想家として目覚める以前の官僚管志道の姿を描く。

第一節「張居正批判者としての管志道像」では刑部主事時代の万暦六年（1578）に行った上疏を取り上げ、この時点では、彼が言責のある科道官だけでなく、他の官人の言動も重視すべきだとしていたことを指摘する。

第二節「張浩「万言書草綴言」の張居正奪情劇」では、管志道が致仕に追い込まれるまでのいきさつを活写した弟子張浩の文章（万暦十五年の作）を紹介し、事件当時求職中であった管は張居正批判を公言できる立場になかったこと、批判の上奏をするよう勧められて「官職についていないのだから言責はない」と述べたことを指摘する。

第三節「管志道の復職活動」では、張居正失脚後、同志が次々と官界に復帰したのに対し、考察（吏部の人事評定）により罷免されたことが足かせとなって復職できなかった管志道の復職への願望が張浩の文章に投影されているとする。

失職という苦い経験が、己の分さえ守ればよい世界を願望させ、それを担保する存在として天子を措定し、彼を太祖信者にしたとする。

終章では、本論を要約した後、最初の問いに立ち返る。明の政治において絶対的な正当性の根拠となりうるものは存在せず、皇帝の意志すらその例外ではないために、世宗は自己の意志の正当性の根拠を模索した。一方、桂萼や管志道は皇帝の存在によって世界に外的拘束を加えようとしたが、皇帝の意志に絶対的な正当性が存在しない以上、「詢謀僉同」の先に「大同」の世界を夢見た世宗とともに、彼らの思想も挫折に終わらざるを得なかった。残るのは廷杖に代表される暴力装置の存在であり、かかる暴力装置の存在と絶対的な正当性の不在が、フランス啓蒙思想家に中国の「専制」をめぐる論争を引き起こさせたのであり、暴力装置に着目すれば中国＝専制、皇帝の意志に絶対的な正当性がないことを重視すれば中国≠専制ということになり、「専制」という曖昧な言葉を使って中国について思考すること自体が不適切ではないかと問いを投げかけて、論を閉じる。

(論文審査の結果の要旨)

著者が本論文を現代中国の「法治」の欠如から説き起こしているように、中国の「専制」は王朝時代にとどまらず、近代以降も中国政治の問題として議論されてきた。歴史研究においても、皇帝の専制支配、官僚制論など多くの成果が積み重ねられてきた。しかしながら、「専制」の正体はなお突き止められたとは言い難い。その原因の一つは、肉体を持ち思考する主体としての皇帝の姿がなかなか浮かび上がらないところにあると思われる。歴朝の皇帝の中で、宮崎市定が描き出した清朝の独裁君主雍正帝のように鮮やかな像を結ぶ例は存外少ないのである。

本論文で取り上げられる明代中期の世宗嘉靖帝(在位1521-1566)は、皇帝自身の思考過程を史料(皇帝自身の著作や閣臣との「諭対録」)に探ることができる貴重な存在だが、これまでの嘉靖期研究では、外藩から入継した皇帝が亡くなった実父に皇帝なみの礼遇を与えようとしたところに起った「大礼の議」をめぐる官僚党争に焦点が合わされ、議論の中心にいる皇帝自身が閑却されてきたきらいがある。また、彼の時代は陽明学の興隆期であるという点でも注目されているが、やはり党争と陽明学を結びつけるだけで、なぜこの時代に陽明学が政治と関わるようになったのかについては十分な議論がなされていない。さらに、時期を少し下って17世紀初頭についても、「皇帝の専制に対抗する東林派士大夫」という図式で描かれることが多い。皇帝対士大夫、朱子学対陽明学といった二項対立で政治史・思想史が語られがちなのである。

それに対して、著者は、皇帝の思考・論理を論題の中心に据え(第一章～第四章)、さらに臣僚の思考を追究し(第五章～第八章)、二項対立ではなく、双方に共通する思想の岩盤を掘り当てようとする。まずはその姿勢が高く評価されるべきである。

次に見るべきは、その分析手法である。世宗期にしばしば用いられた、臣僚に全員一致の賛同を求める「詢謀僉同」(第二章)、太祖朱元璋の造語で明代特有の表現である「君臣同遊」(第四章)といったキーワードを、皇帝・臣僚がそれぞれどのように理解し使用したかを追究することによって明代の君臣関係の特質を焙り出している点で、権力闘争による政治史叙述とは別の境地を切り拓いている。とりわけ、「会試録」を用いて「君臣同遊」の概念の変容を論じた第四章は、科挙の問答に陽明学や老荘思想の台頭といった思想史上の変化を読みとってきた研究に比して、出題主体である皇帝・政府が導こうとした思想を正面に据えた点で新しいし、宋代の「君臣同治」との違いの指摘は、両代の政治風土の差異を考えるうえで示唆に富むものである。

また、思想史研究においてはそれなりの位置を与えられてきたものの、歴史研究では陽が当たらなかつた反東林の管志道の晩年の著作『従先維俗議』に見える太祖を道統の継承者と位置づける議論を取り上げた第七章、皇帝を絶対視せしめるに至った苦い政治経験を扱った第八章のユニークさも光る。第七章は歴史研究者に管志道への注意を喚起させずにはおかないし、『奏疏稿』の諸序文から彼の思想形成に張居正奪情事件が大きい

な影を落としたことを指摘した第八章は思想史研究者に刺激を与えうる。

それに比べると、理想世界の実現は個々人の内発的な人格陶冶のはてに実現されるのではなく、外在的規範さらには皇帝の存在を必須とすると考える点で、著者が管志道に先駆ける者と位置づける桂萼による賦役制度改革論を取り上げた第五章、彼と王陽明の思想の相違を論じた第六章は、本論文の必要なピースではあるものの、急ごしらえの感が否めない。とくに、第六章における叙述はおそらく思想史研究者を俄かには納得させられないだろう。しかし、皇帝に否定されて挫折したと著者が捉える改革論が万暦年間の『図書編』に採録されていることや、桂萼のサークルの思想形成に当時の江西社会の状況が反映されていたという指摘は、時代から孤立しているかに見える桂萼と彼を取り巻く環境についてまだ考えるべきことが残っていることを示している。また、『水滸伝』『三国志演義』を刊行したことで有名な世宗朝の勲臣郭勛の政治的立場を検証した第三章は、文学史研究者にとっても参考になるものであろう。

惜しむらくは、「当時の人々の思想の基層にあたる部分を設定する」という当初の目論みは必ずしもうまくいっていない。時代の潮流から孤立しているかに見える思想を独自の模索により前景化させることには成功しているが、その一方で当時の主流派の思想理解が先行研究に依拠しているところに問題があるのではないか。また、「専制とは何か」という問いに政治史から解答を試みた本論文が、国制史から接近する研究者にどれだけのインパクトを与えうるかはいささか心もとない。外藩から入継した世宗が、明代の皇帝の特殊例なのかそれとも後の皇帝に大きな影響を与えたのかも見えてこない。

しかしながら、著者自身が言う「途中報告」にしては、粗削りながら中身は濃く、著者の力量を十分に感じさせるものである。本論文で取り上げられた皇帝の承継をめぐる礼的議論、皇帝による臣下の召対、「祖宗の法」の存在は、いずれも宋代の政治史に比較対象を見出し得る。宋代と明代の君臣関係は大きく異なると一般に認識されているが、どこから違いが生じたのかについては、双方を見渡した議論はあまりない。その点、宋代に比べて史料が豊富に存在する明代政治史を扱った本論文は、宋代の研究者にとっても参照価値がある。著者には、明代史について研究を深めることはむろんだが、朱元璋という類いまれなる個性とともにともすれば「特殊」で片づけられがちな明という時代を中国史の中に定位させるために、前後の時代に視野を広げることを希望する。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2017年2月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。